

件名： 第二次都立図書館あり方検討委員会報告に関する意見

氏 名

住 所 東京都練馬区

電話番号 03 -

意 見

1. サービスを受ける側の意向や評価を絶えず確認し、施策の改善をしてください。
 - 「2-1 情報サービスの積極的発信」及び「2-2 都の行政施策との連携」に見られる積極姿勢は評価できる。しかし、油断をすると、独善になりやすく、意図したことは、反対の結果になりかねない。図書館サービスの評価は述べられているが、それを改善に結び付けて行くには、図書館協議会の役割も欠かせない。図書館協議会の公募委員を復活させて、利用者の意見の反映を図るべきである。
2. 実質的な非来館者向けサービスである区市町村図書館への貸し出しに問題がある。至急改善されたい。協力貸出図書数が、H13年 158千冊から順次 H16年 136千冊まで減少しているのは、大きな問題である。原因は、貸出条件の変更(貸出制限)や、同一資料の蔵書数の変更(減少)に問題があると考えられる。蔵書能力を限定して、蔵書数を減少させ、次に貸出を制限し、ついにはサービス低下となり、「サービスの向上」に反する結果を招来している。これでは、都立図書館の「広域的・総合的な住民ニーズにこたえる図書館サービスと、『図書館の図書館』」の役割は、果たせない。「情報サービスの積極的発信」や「図書館サービスの向上」も実現しない。必要なサービスのための蔵書数、蔵書能力を確保するという本来の姿に戻し、協力貸出制限をなくすることが不可欠である。
3. 利用者による費用負担は、やってはならない。民間データベースについて、次のように、必要不可欠な資料としている。
 - ・ 「民間データベースの情報は、随時最新のものに更新されており、法律、ビジネス、医療等の分野で関連情報を求めている者にとって、必要不可欠で基礎的なデータとなっている。」それにも拘わらず、図書館資料でないとする。図書館法で規定する「その他必要な資料」(第3条第1号)とするのが妥当と考える。
 - ・ 図書館資料でない理由が「保有資料でないこと」であれば、インターネットの利用も同じである。
 - ・ 高価な使用料支払が理由とするなら、他の図書館資料も全て有料とせざるを得なくなる。
 - ・ 他機関からの有料取り寄せ資料の有料化も、民間データベースと同じ矛盾がある。更に、「付加サービス」などと、図書館のサービスを区分けするのは、図書館の無料原則をなし崩しにすることに他ならない。図書館資料の利用は、無料でなければならないのである。(図書館法第17条)
4. 「日比谷図書館の地元区への移管」は止めていただきたい。
 - 「都政の重要課題に即した重点的情報サービス」は、都民への直接貸出なしでは、充分でない。
 - ・ ビジネス支援や医療情報サービスが、館内閲覧や区市町村図書館経由の貸出で充分とはいえない。直接貸出の図書館を持たない都立図書館に、有効な「区市町村立図書館の支援及び連携・協力」ができるだろうか。大いに疑問である。
 - ・ 「都立図書館は、区市町村立図書館が新たなサービスを企画し、導入することを支援するためにサービスモデルの研究・開発や、事例の集積を行う」ことができるか。
 - ・ 「運営に当たっての相談に応じるとともに、運営ノウハウの提供、助言、人材育成への協力支援等を展開」できるだろうか。

以上